

耕畜連携堆肥利用推進事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耕畜連携の推進のため、畜産農家、耕種農家および農業協同組合等が要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

- (1) この要綱において「畜産農家」とは、県内に農場が所在する畜産農家で、令和8年度以降も当該農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがある者をいう。
- (2) この要綱において「耕種農家」とは、県内に農場が所在する耕種農家で、令和8年度以降も当該農場で農業経営を継続し、農産物を出荷する見込みがある者をいう。
- (3) この要綱において「農業協同組合等」とは、県内に事業所が所在する農業協同組合や、畜産農家および耕種農家等から構成される任意団体等で、令和8年度以降も当該事業所で畜産又は農業に関する活動を継続する見込みがある者をいう。
- (4) この要綱において「耕畜連携堆肥利用推進事業」とは、県が畜産農家、耕種農家および農業協同組合等に対し、堆肥成分分析費・堆肥発芽試験（腐熟度検定）費・堆肥運搬費・堆肥散布機械等整備費（ただし、耕種農家を除く）の一部を補助する事業をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象とする事業及びこれらに対する補助率は別表のとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は知事が別に定めるものとする。

- 2 規則第3条第2項の規定による申請書に添付すべき書類は、知事が別に定めるものとする。
- 3 補助金の概算払を受けようとする者は、第1項の申請書にその理由を記載するものとする。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当する者
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項及び第2項の規定による**補助金交付申請書（第1号様式）**に**暴力団排除に関する誓約書（別記1）**を添付して知事に提出するものとする。

（交付条件）

第6条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更する場合（別表に掲げる変更に限る。）においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 規則及びこの要綱の定めによるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の関係法令に従うべきこと。
- (5) 畜産農家においては、令和8年度以降も県内農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがあること。（**第1号様式 別記2**）
- (6) 耕種農家においては、令和8年度以降も県内農場で農業経営を継続し、農産物を出荷する見込みがあること。（**第1号様式 別記3**）
- (7) 農業協同組合等においては、令和8年度以降も畜産又は農業に関する活動を継続する見込みがあること。（**第1号様式 別記4**）

（変更等の承認）

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、**変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）**に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による**実績報告書（第3号様式）**は、知事が必要と認めた書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日まで、知事に提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 規則第17条第2項に規定する知事が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第17条ただし書に規定する知事が別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条別表第1に定める期間に準ずる。

(書類の整備等)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、**財産管理台帳(第 4 号様式)**及びその他関係書類(管理規程又は利用規程等)を整備保管しなければならない。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は 2 部とする。

(届出事項)

第 13 条 補助事業者は、住所又は氏名(所在地又は名称)を変更したときは、速やかに文書をもって、その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から実施する事業に適用する。

この要綱は、令和 7 年 12 月 5 日から施行する。

別 表

| 事業 | 経 費 | 補助率等 | 重要な変更 | |
|--------------|--|-------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 耕畜連携堆肥利用推進事業 | 1 事業費 畜産農家、耕種農家および農業協同組合等が実施要領に基づいて行う事業の経費につき、当該補助事業に要する経費(令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで) ただし、耕種農家においては(1)エを除く (1) 耕畜連携堆肥利用推進事業 ア 堆肥成分分析支援 イ 堆肥発芽試験支援 ウ 堆肥運搬支援 エ 堆肥散布機械等整備支援 | 1/3 以内 ※予算の範囲内 | 1 経費の欄に掲げる 1 の(1)の経費の 30%を超える増減 | 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 |